○北陸地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
富山県下新川郡入善町古黒部字道上無番から同町荒又五二一番まで	前	一一・三〇～二四・六〇メートル	
	後	一五・四〇～三二・二〇　一・二〇五キロメートル～一・二〇五	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○中部地方整備局告示第四十五号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十三年三月十八日

中部地方整備局長　富田　英治

名称　国営木曽三川公園

位置　岐阜県各務原市下中屋町弥平島及び愛知県稲沢市祖父江町捨町野猿尾北

区域　別紙図面のとおり（略）

（中部地方整備局に閲覧所を設け、平成二十三年三月十八日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十三年四月一日

○中部地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
鈴鹿市北玉垣町字西浦八四一番四から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	C　一九・〇〇～八五・〇〇メートル　三〇・一三四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一〇・〇〇～一五七・三〇〇　二四・〇一四	
	後	A　一九・〇〇～八五・〇〇　三〇・一三四	
		C　四・五〇～一〇・〇〇　九・〇三二	
		B　一〇・〇〇～一五七・三〇〇　二四・〇一四	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	名古屋市緑区有松町大字有松字往還南二三九番一五から同市緑区左京山七一〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所
三百二号	名古屋市名東区高針原二丁目二〇四番から同市緑区大高町字野廻間三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十三年三月二十日

○中部地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	岐阜県加茂郡川辺町下川辺字山楠一三三五番一から同町中川辺字堤下三九八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十日

○中部地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	郡上市大和町剣字久保野一八〇九番七から同市大和町剣字千原一八八一番二まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月十八日

○中国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
安来市吉佐町字河原崎二六五番七から同市吉佐町字河原崎二六五番八まで	前	一五・五〇～七五・三六メートル
	後	一九・三二～七七・六〇　〇・〇三二キロメートル～〇・〇三二

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	安来市吉佐町字町通り三〇四番三から同市吉佐町字河原崎二六五番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月十八日